

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 緊急事態宣言、12日での解除「難しい」

— 中川会長「長期戦を覚悟」 —

中川俊男会長は9月1日の会見で、新型コロナウイルス感染症について、東京都の新規感染者数だけを見ると減少傾向にあるものの、第3波、第4波に比べると重症患者数が依然として高い水準にあるとし、「今後、新規感染者数が再び拡大に転じる恐れもあり、注意していきたい」と警戒感を示した。12日までの期限の緊急事態宣言については「それまでに感染状況や医療提供体制の逼迫が一気に改善するとは考えにくく、引き続き長期戦を覚悟しなければならない」とし、期限での解除は難しいとの考えを示した。

経団連に加盟している企業の宿泊研修施設を宿泊療養施設や臨時医療施設として提供してもらい取り組みについては「所有の施設をいくつかご提示いただいている」と現状を説明。該当する都道府県医師会が現場の確認や行政との調整などを行っている段階とした上で、「有効活用されるように日医としても支援していく」と述べた。8月25日には病院団体と同感染症患者受入病床確保対策会議を開

催したことも報告した。

抗体カクテル療法「ロナプリーブ」については、重症化を防ぐために速やかな投与が必要だとし、投与可能な臨時医療施設の整備を要請。併せて、流通量が限られているため、量の確保も求めた。同剤の皮下注射での投与については「十分な臨床評価がなされないまま使用することについては、患者の安全確保の面で不安がある」と慎重な姿勢を示した。

● 「先行国に追い付きつつある」

新型コロナワクチンの接種状況については「接種が先行していた国に徐々に追い付きつつある」とし、今年4月以降、医師、看護師が対応しきれない地域では、歯科医師会、歯科医師の全面的な協力で接種が軌道に乗ったと評価した。薬剤師や救急救命士、臨床検査技師らも含め、接種に携わっている全ての人に感謝の意を表した。

3回目のワクチン接種（ブースター接種）については「接種を希望する全ての人に2回の接種が終了すれば、当然、国民からの3回目接種の要望にも応えていく必要がある」と述べた。実施にはまず薬事申請が必要とし、薬事・食品衛生審議会での厳正な審議に期待を示した。併せて、十分な量の確保も要望した。1回目と2回目で異なるワクチンを接種する「交差接種」についても「手法としては新しいものではなく、同様の免疫反応を起こす異なる抗原を用いるということで、理論的にもあり得る手段だ」と見解を示し、今後は新たな知見やデータを基に丁寧に議論することが必要だとした。

「ブレークスルー感染」については、発症せず無自覚のまま他の人に感染させる恐れ

があるとし、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けた。【メディファクス】

■ 診療報酬の補填と課税化の両方に対応

— 日 医 —

日本医師会は9月1日の会見で、2022年度の税制要望を発表した。控除対象外消費税問題について、一定の医療機関は従前通り非課税のまま診療報酬による補填を継続し、負担が大きい医療機関は軽減税率による課税取引に改めるよう見直しを検討してほしいと要望した。要望は全18項目。8月25日に厚生労働省に提出した。

●「軽減税率による課税取引」を選択肢に

宮川政昭常任理事は「課税取引への転換は有力な選択肢」とした上で、小規模な医療機関への配慮が必要とし、小規模な医療機関は診療報酬による補填で、大規模な医療機関は軽減税率による課税取引での対応を検討してほしいとした。

猪口雄二副会長は医療機関の規模などで負担に大きな差があるとし、診療報酬による補填の精緻化には限界があると指摘。「切り分けて対応できるような制度作りを考える必要がある」と述べた。控除対象外消費税問題の解消は厚生労働省の税制改正要望には盛り込まれていないが「来年度にすぐ実現するような簡単なものではない。解決に向かってあらゆる可能性を考え、障壁がどこにあって、どうすれば解決できるのか動き出すということだ」と述べた。

●税制上の優遇措置拡充を要望

新規要望項目では、「地域医療構想実現に

向けた税制上の優遇措置の拡充」を盛り込んだ。再編統合のために取得した土地・建物に関する不動産取得税・固定資産税を軽減する措置を求めた。これは厚労省の要望にも盛り込まれている。

「指定運動療法施設の認定要件の見直し—医療費控除の対象の見直し」も新規の要望項目として取り上げた。同施設は健康増進施設のうち、一定の要件を満たす施設が認定され、運動療法の費用を医療費控除の対象とすることができる。ただ、現在の認定要件が現状を反映していないため、認定施設数が限られていると指摘。認定要件の見直しや医療費控除の対象となる疾病の拡大を要望した。

このほか▽基金拠出型医療法人の負担軽減措置の創設▽診療報酬に対する事業税非課税措置の存続▽たばこ税の税率引き上げ▽医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に関する税制措置の創設▽診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階制）の存続—などを求めた。新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置も要望した。【メディファクス】

■ 「供給見込み踏まえた対応を」

— 釜 菴 常 任 理 事 —

釜菴敏常任理事は9月1日の会見で、同日の厚生科学審議会の部会で2021年度の季節性インフルエンザワクチンの供給量見込みが示されたことを踏まえ、各医療機関への供給量の見込みやそれを踏まえた接種予約を受けるよう呼び掛けた。

21年度の供給量見込みは2567万～2792万本

で、3342万本が供給され3274万本が接種された昨年度と比べて少ない。釜范常任理事は昨年度と同様の供給が難しい上、10月の供給量は「かなり少なくなる」と指摘。こうした状況を踏まえて各医療機関で予約などの対応を行うよう求めた。

接種が進む新型コロナワクチンとの接種間隔についても言及し、「現段階では新型コロナワクチン接種前後2週間は他のワクチンは接種しないことになっている。今後変更される可能性もあるが、留意してほしい」とした。

【メディファクス】

■ 宿日直許可申請の留意点等を整理

— 厚生労働省、医療機関に提供 —

厚生労働省は、医療機関が労働基準法に基づいて宿日直許可申請をする際のチェックリストや申請後の流れ、宿日直の許可事例などをまとめた。医師等の宿日直許可基準を示した2019年7月の労働基準局長通知を、より分かりやすく解説した資料。全国の労働基準監督署、都道府県の医療勤務環境改善支援センターとも情報共有しており、医療関係団体を通じて医療現場に提供した。

厚生労働省による今回の情報提供は、19年7月1日付の労働基準局長通知「医師、看護師等の宿日直許可基準について」の趣旨を理解してもらうことが目的。医療機関が宿日直許可を申請する際の参考となる、▽申請前のチェックリスト▽制度概要・申請後の流れ▽許可事例・不許可事例▽許可基準内容—などを盛り込んだ。

資料では、申請前のチェックリストを設定

した上で、留意点として「宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取り扱う」「許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には労働時間として取り扱う」など4項目を記載した。

具体的な宿日直の許可事例としては「病棟当直」「ICU・救急」「許可回数特例」に分けて事例を紹介。救急指定の有無や診療科・部門別、病床規模や宿日直勤務時間、対象業務などを整理した上で、判断のポイントや労基署の調査概要などを記載している。

厚生労働省の安里賀奈子企画官（労働基準局労働条件政策課医療労働企画官、医政局医事課医師・看護師等働き方改革推進官）は、本紙の取材に対し「19年7月の通知発出後も、許可対象となり得るかの判断が難しいとの声が寄せられていた」と説明。その上で「救急であっても体制の組み方次第で宿日直許可を得ている事例もあり、宿日直体制の検討に役立ててもらいたい。労基署への相談が不安という声も聞くが、この文書は労基署等とも共有しているのでぜひ相談してほしい」と話す。

また、厚生労働省は、全ての病院を対象にした「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査」を進めている。24年4月を見据えた医師の働き方改革への進捗や、労務管理の現状、院内保育などの子育て環境整備などの実態を把握する計画で、今月末を回答期限に設定している。安里企画官は「全ての病院に制度内容を伝えるとともに、24年4月に向けた取り組み状況を把握したい。調査結果は各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに提供し、病院が必要な支援を受けられるようにしたい」としている。【メディファクス】